

# 12月1日から道路交通法が改正されます

携帯電話の使用等をしてしながら、車を走行させる「ながら運転」が12月1日より厳罰化されます。

「ながら運転」についての罰則や反則金は、改正前に比べ約3倍に引き上げられます。また、交通の危険を生じさせた場合には、反則金ではなく罰則が適用され、直ちに刑事手続きの対象となります。

	違反点数	罰 則	反則金
携帯電話の使用等（保持）	3点 (酒気帯び点数15点⇒免許取消)	6月以下の懲役または10万円以下の罰金	大型車 2万5千円 普通車 1万8千円 二輪車 1万5千円 原付車 1万2千円
携帯電話等により交通の危険を生じさせた場合	6点 即免許停止 (酒気帯び点数16点⇒免許取消)	1年以下の懲役または30万円以下の罰金	非反則行為となり、すべて罰則を適用（刑事罰）

携帯電話の使用等（保持）：運転中に携帯電話等を使用して通話や画面の注視をする行為

携帯電話等により交通の危険を生じさせた場合：携帯電話等の通話や注視の他、カーナビやTV等の画面を注視し、交通事故等の交通の危険を生じさせる行為



## 高齢者等への除雪サービス

町では、身体的・経済的な理由等により、冬期間自力で除雪ができない家庭に対して、生活用道路確保のための除雪サービスを実施します。



対象世帯 ●ひとり暮らしの高齢者世帯 ●夫婦等高齢者のみの世帯  
●身体障がい者世帯

※除雪を援助してくれる親族・知人等が町内にいないことを原則とします。

収入要件 世帯の収入が基準額以内の方が対象となります

基準額 単身世帯111万円、夫婦世帯157万円

※借家の場合や身体障がい者世帯については、基準額に加算があります。

除雪の範囲

生活用道路確保のため、玄関先から公道までの幅1メートル程度とします。  
(除雪は図の斜線の部分となります。それ以外の場所は除雪しません。)

除雪の期間

降雪の状況にもよりますが、12月上旬から3月下旬までを予定しています。

申込み方法 お住まいの地区の民生委員または福祉課へお申込みください。

※申込み後に実態調査のうえ、対象世帯を決定します。



## 福祉除雪ボランティア募集

町では、冬期間在宅でひとり暮らしをしている高齢者等の自立した生活を支援するために、除雪作業をしていただける「福祉除雪ボランティア」を募集します。個人・団体・職域は問いません。

詳細はお問合せください。